

株式会社L i f e-m a t e 感染対策指針

会社L i f e-m a t eは、利用者の安全と健康を守るための支援が求められる障害福祉サービス事業者として、感染を未然に防ぎ、また感染が発生した場合は感染症が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築するとともに、利用者の安全と健康を継続的に守るため、本指針を定める。

1 基本的な考え方（目的）

感染予防、再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等について、感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い障害福祉サービスの提供を図ることができるよう、感染症発生時における業務継続計画（BCP）および社会規範を遵守するとともに、会社L i f e-m a t eにおける適正な感染対策の取り組みを行う。

2 感染予防、再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応の整備

A：感染対策委員会の設置

株式会社L i f e-m a t eでは、感染症予防および蔓延の防止のため、感染対策委員会を設置する。

B：感染対策委員会の構成委員

株式会社L i f e-m a t e代表取締役、株式会社L i f e-m a t e統括マネージャー、居宅介護支援事業所S T A R T管理者、訪問介護事業所C H I K A I管理者、グループホームW I T H管理者、相談支援事業所F I L L管理者、ひとり暮らしサポートL I V E管理者とし、感染対策委員会の長は、株式会社L i f e-m a t e統括マネージャーとする。

C：感染対策委員会の開催

6か月に1回以上の開催を原則とし、緊急時等において臨時に開催をする。

D：感染対策委員会の実施内容

- ・感染症発生時における業務継続計画（BCP）の周知および見直し
- ・感染対策委員会の会議内容の周知
- ・感染症の発生および蔓延の防止等に関する研修の企画と実施（年1回以上）
- ・感染症の発生および蔓延の防止等に関する訓練の企画と実施（年1回以上）
- ・その他感染症予防および蔓延の防止のために必要とされる事案への対応

3 感染症防止対策

利用者、職員を感染から守る基本的予防法である、標準予防対策（スタンダードプリコーション）の徹底を図ることで、感染症の防止を図る。

標準予防対策（スタンダードプリコーション）は、汗を除くすべての血液、体液、分泌物、

排泄物、創傷の有る皮膚・粘膜について伝播し得る感染症微生物を含んでいる可能性があるという原則に基づいて行われる標準的な予防策である。

- A：手指の消毒（ハンドソープを用いた手洗い、消毒用アルコールを用いた手指の消毒）
- B：个人防护具の着用（マスク、手袋、フェイスシールド、防護服等）
- C：呼吸器衛生（マスクの着用、咳エチケット等）
- D：環境整備（整理整頓、清潔清掃、廃棄物等の適切な処理、廃棄等）

4 発生時の対応

- A：感染症が発生した場合は、発生状況の把握ができた時点において、感染対策委員会の長に速やかに報告をする。
- B：感染対策委員会は、医療機関や保健所への連絡、消毒や感染経路の遮断に努める。
また、感染対策委員会は、当該内容および対応等について全職員に周知をする。
- C：発生した事業所の管理者は、行政への報告を速やかに行う。
- D：感染拡大の防止について行政、保健所からの指示に従い、実施方法等について感染対策委員会の協議により実施する。
- E：関係者、関係機関と情報共有や連携をし、蔓延防止に努めるとともに、外部機関へ情報発信をする場合や公表をする場合は、個人情報の取り扱いに十分な配慮をする。

5 感染症発生時における業務継続計画（BCP）の整備と活用

- A：各事業所において感染対策指針および感染症発生時における業務継続計画（BCP）を整備し、それらに沿った感染対策等を常に努める。
- B：感染症発生時における業務継続計画（BCP）を定期的に見直し、最新の情報等に更新をする。
- C：厚生労働省の感染対策マニュアルを踏まえた上で感染対策に常に努める。

6 本指針の閲覧に関する基本指針

- A：本指針は公表し、利用者、家族、職員等がいつでも自由に閲覧することができるものとする。
- B：本指針は、株式会社Life-mateのすべての事業所が常備することとする。

附則

本指針は、令和6年4月1日から適用する。